



木曽区連公告第1号

木曽川右岸用水土地改良区連合利水調整規程第9条の規定により、令和7年度木曽川右岸用水土地改良区連合配水計画を別紙のとおり公告します。

令和7年1月30日

木曽川右岸用水土地改良区連合  
理事長 藤井 浩



別紙

## 令和7年度木曽川右岸用水土地改良区連合配水計画

木曽川右岸用水土地改良区連合は、農業用水の利用の調整を図るため、標記計画を次のように定める。

木曽川右岸用水土地改良区連合

### 1 白川取水口における最大取水量及び取水期間

期 間	最大取水量 m <sup>3</sup> /s	備 考
4月21日から5月20日まで	4.77	うち、既得に係る取水 4月11日から4月30日まで 0.05 m <sup>3</sup> /s 5月 1日から9月30日まで 1.52 m <sup>3</sup> /s 年間総取水量 41,900,000 m <sup>3</sup> 蜂屋調整池貯留用最大取水量 7.00 m <sup>3</sup> /s
5月21日から8月15日まで	7.00	
8月16日から9月30日まで	6.15	
10月1日から翌年4月20日まで	0.87	

### 2 かんがい期間及び非かんがい期間

木曽川右岸地区にあっては、当該年4月21日から9月30日までの間をかんがい期間といい、当該年10月1日から翌年4月20日の間を非かんがい期間という。

### 3 分水量

かんがい用水の分水量は、前記1に掲げる期別最大取水量を分水量の基準とする。ただし、各施設の分水量については、別表に掲げる量を最大分水量とする。

### 4 配水手続

- (1) 連合事務局は、配水希望日の3日前の（毎週の金曜日）16時までに、前記3のかんがい用水の分水量の範囲内で木曽川用水総合管理所美濃加茂管理所（以下「美濃加茂管理所」という。）へ支線水路等別に幹線水路からの分水の水量（以下「計画分水量」という。）を申し込む。
- (2) 前号の計画分水量の変更については、原則として行わないが、長期間の降雨等やむを得ない場合は変更を行うものとする。この場合における美濃加茂管理所への通知時間は配水希望日前日の21時までとする。

## 別表

## 木曾川右岸用水施設分水量

(単位：毎秒立法メートル)

施設名	水路等名	分水口名	分水量	備 考
木曾川右岸	幹線導水路	飯 高	0.1 2 7	
	右岸幹線水路	川 辺	0.6 3 4	
		山 之 上	0.4 1 8	
		若 狭	0.2 0 8	
		森山支線	0.7 9 1	
		森山用水	0.4 0 4	
	蜂屋調整池	羽 生	1.7 0 0	
		坂 祝	2.5 3 0	
	左岸幹線水路	大 牧 谷	0.1 1 3	
		下 吉 田	0.1 2 1	
		田 尻	0.0 2 4	
		比 久 見	0.1 2 3	
		尾賀野川	0.1 7 8	
		長 谷	0.0 7 5	
上飯田調整池	米田用水	0.2 7 3		
	米田支線	0.3 7 0		
	八 百 津	0.3 2 0		